

令和7年度

第1回 金沢市駐車場適正配置審議会

令和7年7月11日

目次

1. 金沢市駐車場適正配置審議会の審議事項及びスケジュール
2. 金沢市の交通政策
3. 国・金沢市の駐車場関連施策の概要



1. 金沢市駐車場適正配置審議会の審議事項 及びスケジュール

金沢市駐車場適正配置審議会とは

「金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例」により平成18年から設置し、交通渋滞の緩和及び歩行者の安全性の向上を図り、本市の交通を取り巻く状況に応じた住みよい都市環境の形成に寄与することを目的に

- 駐車場基本計画・整備計画
- まちかな駐車場のあり方
- 建築物における駐車場の確保

など、駐車場に関する内容を議論・審議

直近では令和5年3月に審議会を開催し、
「金沢市駐車場整備に関する基本計画 及び
駐車場整備地区における整備計画(第3次)改定」を審議

令和7年度 金沢市駐車場適正配置審議会の審議事項について

令和6年2月 規制改革推進会議(内閣府設置)のWGにおいて、**超高層マンションにおける駐車スペース(荷捌き車両)の必要性**について有識者より指摘

令和6年6月 規制改革実施計画(閣議決定)において、道路交通の円滑化及び都市内物流の効率化のため、**共同住宅**について、**荷捌きのための駐車施設の附置について規定**することが記載



令和7年3月 共同住宅の荷捌き駐車施設の不足に対応するため、駐車場法施行令における**特定用途に共同住宅を追加**する閣議決定(施行は令和8年4月1日)

本市における対応…**建築物の駐車施設に関する条例の改正**(今年度の審議事項)

理由:条例では建物用途を国の法律(駐車場法)より引用したうえで、各施設における必要駐車台数の算出式等を定めているが、共同住宅の用途変更(非特定用途→特定用途)により、その算出式等の変更が必要となる。

	改正前	改正後
共同住宅における 荷捌き駐車施設の附置	不要(非特定用途)	必要(特定用途)

特定用途：自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途
ex)百貨店、事務所、倉庫、ホテルなど

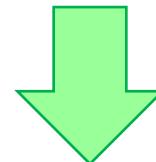
非特定用途：特定用途以外の用途
ex)図書館、学校、共同住宅(※現時点)など



審議会の検討内容とスケジュール

■第1回審議会（本日）

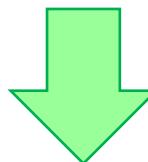
- ・今年度の審議事項、スケジュール
- ・金沢市の交通政策
- ・駐車場施策の概要



■第2回審議会

- ・共同住宅における届出資料の数値整理
- ・「建築物の駐車施設に関する条例」改正案の提示

■パブリックコメントの実施



- ・議会上程
- ・周知期間

■建築物の駐車施設に関する条例 改正 予定

2. 金沢市の交通政策

本市におけるこれまでの交通まちづくり

■ 平成27年度に策定した「第2次金沢交通戦略」では、鉄道・路線バス等の利便性が高い「公共交通重要路線」を軸として、その沿線に居住や各種施設を中長期的に緩やかに誘導することによる集約都市の形成を目指し、定住促進策等を進めてきた。

公共交通の方向性（第2次金沢交通戦略）

- まちなかを核にネットワークでつなぐまちづくり
- 歩行者と公共交通優先のまちづくり



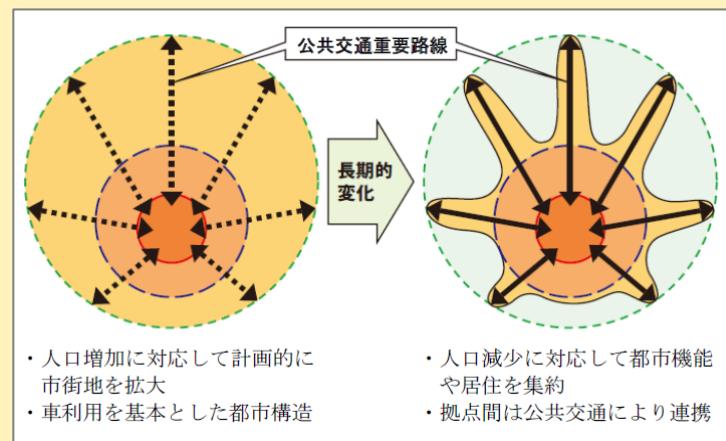
まちづくりの方向性

(都市計画マスターplan・集約都市形成計画)

- 人口減少・超高齢社会に対応した「質の高い都市構造」への転換
- 土地利用・交通の両面から都市の使い方を見直す



持続的に成長する都市構造の実現



第3次金沢交通戦略①



第3次金沢交通戦略②

第3次金沢交通戦略が目指す姿

[基本的な考え方]

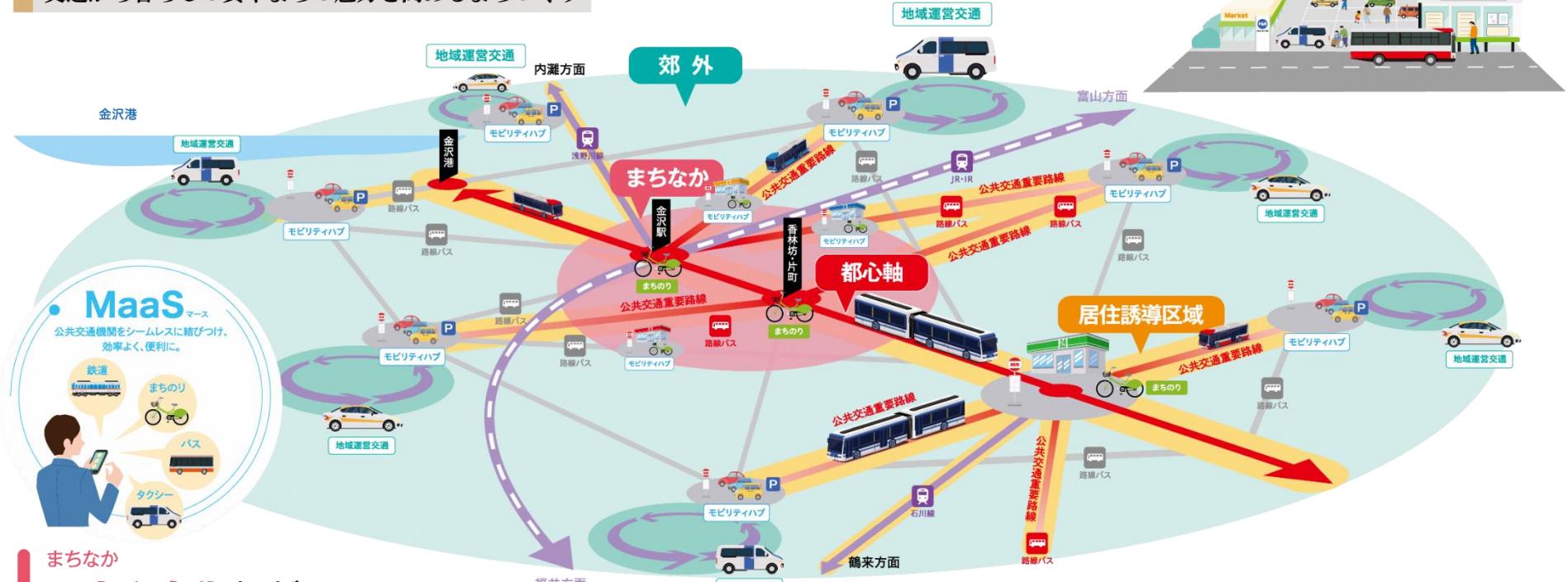
歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり

交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり

郊外

地域の実情に合わせた柔軟な移動手段の確保

- 地域運営交通を使って、住民が地域の病院・スーパーに自家用車なしでも行ける
- 地域運営交通と公共交通重要路線の鉄道・バスが、モビリティハブで接続し、まちなかにも便利に行ける
- MaaSにより乗り換えもスムーズ



歴史や文化などの魅力が楽しめる人を中心の移動環境の充実

- トータルデザインされた新しい交通システム(第1段階)を都心軸中心に導入
- 人を中心のウォーカブルな空間の整備
- 自転車走行指導帯やまちのりの充実
- 来訪者等にも分かりやすい案内や機能でラクラク移動



公共交通で便利に移動ができる移動環境の充実

- 専用レーンによりバスの移動をスムーズに
- モビリティハブによる交通連携
- MaaSによりスムーズにバス・まちのりなどを利用



第3次金沢交通戦略③

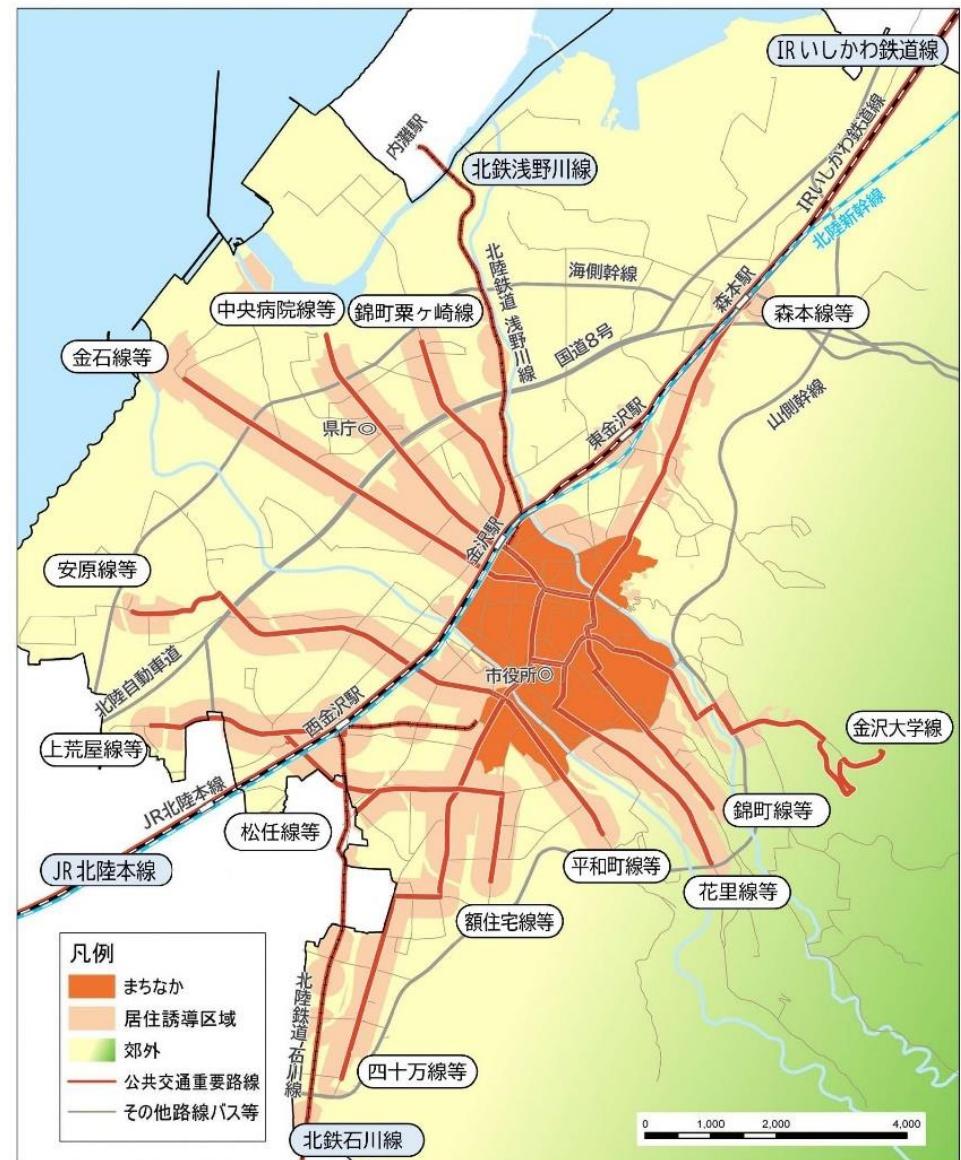
【第3次交通戦略で目指す公共交通ネットワーク】

- まちなかを核とした幹線公共交通ネットワークの構築
- 地域の状況に応じ自宅から目的地まで過度に自家用車に頼らず移動できる環境の確保

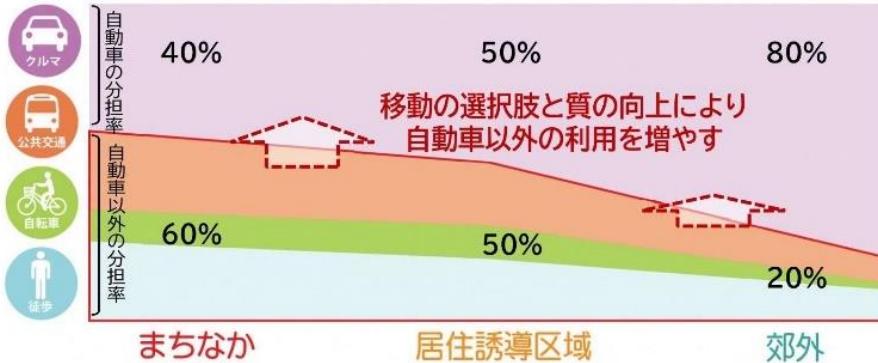
【各エリアにおける考え方】

- まちなか**
- 自家用車等の流入を抑制し、徒歩・自転車・バス等の多様な交通モードが便利に利用できる人を中心の空間を形成する
 - 都心軸を中心とした「新しい交通システム（第1段階）」の整備により、まちなかと郊外におけるスムーズな移動を実現し、魅力をさらに高める
- 居住誘導区域**
- まちなかと郊外を結ぶ「公共交通重要路線」について、定時性や速達性などの利便性を高め、公共交通の便利な区域への居住の誘導を図る
 - 鉄道・バス等と他の交通モードを接続・乗継できるモビリティハブ^{*}の整備を進め、多様な交通モードを便利に利用できる移動環境を整え、自家用車からの転換を目指す
- 郊外**
- 自家用車と公共交通を組み合わせながら、地域の特性に応じたフィーダー交通の導入を進め、移動手段の確保とともに、過度に自家用車に依存せず外出しやすい環境づくりを目指す
- 【交通結節点とモビリティハブの定義】**
- | 交通モード | 交通結節点 | 本市の状況 |
|-----------|---------------------|-------------------------------|
| 鉄道 | 駅(JR・IR)
駅(北陸鉄道) | 多様な交通モードが接続・乗継するため、これまで積極的に整備 |
| バス、地域運営交通 | バス停留所 | それぞれの整備を行ってきたが、連携強化が必要 |
| タクシー | タクシーサービス等 | |
| 自転車 | 駐輪場・ポート | |
| 自動車 | パーク・アンド・ライド | |
- *モビリティハブ：鉄道・バス・タクシー・地域運営交通・シェアサイクル・自動車などの多様な交通モードとの接続・乗継拠点

第3次金沢交通戦略における公共交通重要路線



【各エリアにおける交通モードの利用イメージ】



金沢市の交通まちづくりの方向性

車中心から人中心のまちなかへ

- 藩政期から400年続く金沢のまちは、かけがえのない、そして唯一無二の財産であるが、代償として道路空間は他都市に比して制約がある。
- 市民が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場としてさらに進化させるためには、車中心から人中心の空間に再編が必要。

⇒限られた空間を有効活用し、賑わいのあるまちづくりを推進する観点からの駐車場政策が重要

藩政期から継承したまちなかは唯一無二の財産	人中心のまちへ
<p>藩政期</p>  <p>現在</p> 	<p>限られた道路空間を公共交通で有効活用</p> <p>政策課題 保全と開発の調和</p> <p>他都市に比べて道路空間は制約</p> <ul style="list-style-type: none">快適な暮らしを実現する歴史あるまちを守る環境問題にも対応した持続可能なまちづくりを推進する <p>出典：京都市HP</p>  <p>京都府 四条通</p>  <p>フランス メスBRT</p>  <p>フランス ブルドーLRT</p>

3．国・金沢市の駐車場関連施策の概要

国の駐車場関連施策の流れ

1950年代～ 急速な自動車社会の到来とともに、自動車の保有台数が著しい増加
自動車の都市の中心部への集中による市街地の道路交通の激しい混雑の発生

1957年 駐車場法の制定

→駐車場整備地区の設定および駐車場整備計画の策定により駐車場の整備を推進



駐車場供用台数は約500万台まで増加

→路上駐車台数も大幅に減少するなど、駐車場の整備を通じた道路交通の円滑化

→駐車場の量的整備が進む一方、自動車保有台数は横ばいで推移



2014年 標準駐車場条例の改正（平成26年8月1日都市局長通知）

・事務所用途等の「目安値」の原単位を緩和

・鉄道駅等に近接する建築物については、一定程度原単位を緩和できる旨を明文化

→駐車実態等をふまえ、地域・地区の特性に応じて適切に原単位の設定が求められる



2018年 まちづくりと連携した駐車場施策 ガイドライン

・駐車場の需要量・供給量の適正化

・駐車場の質的コントロール（駐車場と魅力的な市街地の総合的なマネジメント）



2023年 まちづくりと連携した駐車場施策 ガイドライン（第2版）

・都市の「目指すべき将来像」と駐車場施策のあり方

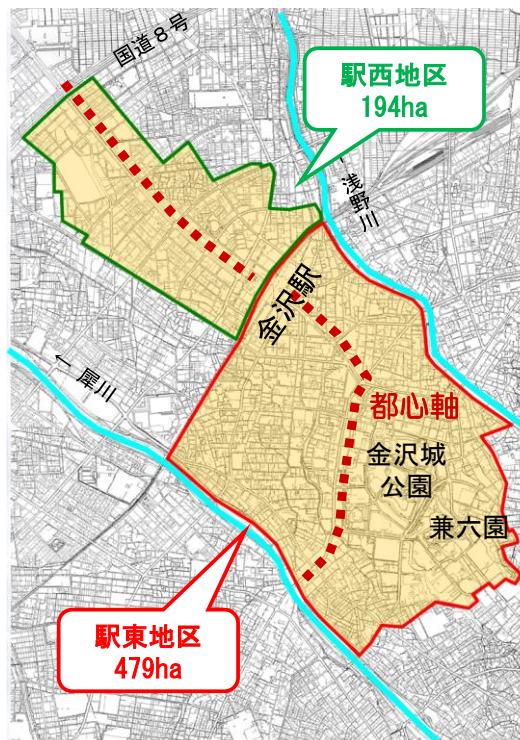
・政策課題に対応した駐車場施策

金沢市の駐車場関連施策の概要

①主な駐車場関連施策の経緯

1965 (S40) : 建築物の駐車施設に関する条例
(駐車場附置義務条例) 制定
路上駐車の解消や道路交通の円滑化

1994 (H 6) : 駐車場整備の基本計画・整備計画の策定 (第1次)
駐車場を量的に整備



平成 6 年に自動車交通が著しく輻輳する地区的駐車場の
計画的整備を推進するため、**金沢市駐車場整備地区**
(左図) を指定

金沢市駐車場整備地区 : 673ha

金沢市の駐車場関連施策の概要

2003 (H15) : 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例
(歩けるまちづくり条例) の制定
歩行者と自動車等の通行が調和した良好な交通環境の整備を図る

2006 (H18) : 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例
(駐車場適正配置条例) の制定
小規模な駐車場の届出義務化

2006 (H18) : 金沢市における公共交通の利用促進に関する条例
(公共交通利用促進条例) の制定
パーク・アンド・ライドの促進

2009 (H21) : 駐車場附置義務条例の改正
附置義務駐車場の台数緩和が可能に

2010 (H22) : 駐車場整備の新基本計画策定
2011 (H23) : 駐車場整備計画の策定（第2次）
駐車場の量的整備から質的整備への転換

2018 (H30) : 駐車場整備基本計画・整備計画の策定（第3次）
駐車場の量的整備から質的整備への転換

金沢市の駐車場関連施策の概要

2019 (H31) : 駐車場附置義務条例の改正

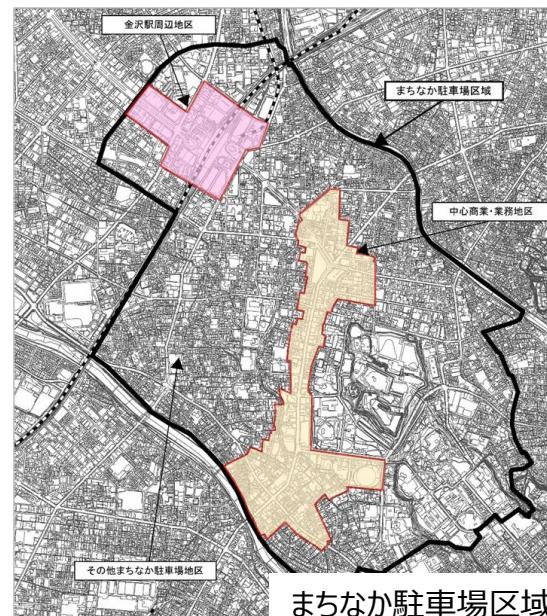
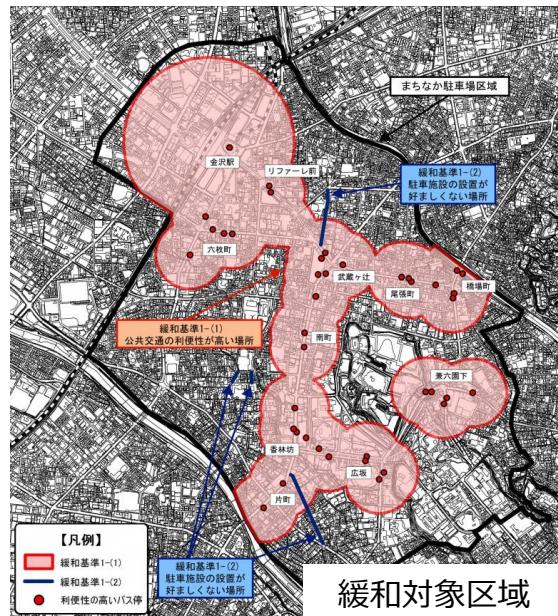
4月 駐車場附置義務原単位の一部緩和、隔地要件の見直し

2019 (R元) : 駐車場附置義務条例の関連基準の変更

7月 駐車場附置義務緩和対象区域・緩和条件の変更

駐車場適正配置条例の関連基準の変更

まちなか駐車場区域及び基準の変更



北陸新幹線開業後の金沢駅周辺の混雑解消のため、
駅西区域を拡大

2023 (R5) : 駐車場整備基本計画・整備計画の策定（第3次）改定

4月 駐車場の量的整備から質的整備への転換

金沢市における駐車場に関する届出①

届出一覧

	路外駐車場	まちなか駐車場	駐車場附置義務
関係法令	駐車場法	金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例 (金沢市独自条例)	建築物の駐車施設に関する条例 (駐車場法に基づく条例)
届出対象区域	都市計画区域内	まちなか駐車場区域	駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域 のいずれか
届出対象規模	駐車マスの合計が500m ² 以上(概ね40台)の時間貸し	駐車マスの合計が50m ² 以上(概ね4台)(※自家用を除くすべてが対象)	特定用途+非特定用途×1/2の延床面積の合計が1,000m ² を超える
その他			緩和による附置台数の減 隔地による敷地外での附置台数の確保

金沢市における駐車場に関する届出②

○路外駐車場

関係法令:駐車場法

届出対象区域:都市計画区域内

届出対象規模:駐車マスの合計が500m²以上(概ね40台)の時間貸し

届出対象規模より、利用者が不特定多数となるため、

- ・出入口を設けてはならない箇所
- ・駐車場内での車路

等の技術的基準を設け、駐車場内外での安全性を確保している



【兼六駐車場】



【金沢駅西口時計駐車場】

金沢市における駐車場に関する届出③

○まちなか駐車場

関係法令:金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例(金沢市独自条例)

届出対象区域:まちなか駐車場区域

届出対象規模:駐車マスの合計が50m²以上(概ね4台)(※自家用を除くすべてが対象)

まちなか駐車場区域の共通事項や各地区特有の設置基準を設け、都心軸の円滑な交通や生活道路沿線における歩行者の安全の確保に努めている。

【まちなか駐車場設置基準(抜粋)】

設置基準の例	共通事項
	<ul style="list-style-type: none">・駐車場の出入りが前面道路の渋滞を引き起こさないこと・歩行者の安全性を阻害しないこと・前面道路の幅員が6m未満の場合、時間貸し駐車場の設置を控えること
	金沢駅周辺地区
	<ul style="list-style-type: none">・駐車場に出入りする自動車が歩行者の回遊導線を阻害しないこと・立体化・集約化等により土地が有效地に利用されること
中心商業・業務地区	中心商業・業務地区
	<ul style="list-style-type: none">・店舗の連続性が確保されること・原則として都心軸からの出入りを行わないこと



【まちなか駐車場区域図】

金沢市における駐車場に関する届出④

○駐車場附置義務

関係法令:建築物の駐車施設に関する条例（駐車場法に基づく条例）

届出対象区域:駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域のいずれか

届出対象規模:特定用途+非特定用途×1/2の延床面積の合計が1,000m²を超える

※特定用途:百貨店、事務所、倉庫、工場、ホテルなど 非特定用途:共同住宅、学校など

事業者に対し、施設において必要とされる駐車場台数の設置を義務づけることにより、

- ・路上駐車の解消
- ・交通の円滑化

を図り、都市機能の維持・増進に寄与している



【日本銀行 金沢支店】



【クロスゲート金沢】

金沢市における駐車場に関する届出⑤

○駐車場附置義務における本市の制度

附置義務台数の緩和

…附置しなければならない駐車場台数を緩和(削減)できる制度

緩和条件

公共交通の利便性が高く、利用促進により駐車需要が抑制される場合

地区要件

①公共交通の利便性が高い場所

- ・多方面に行けるバス停の半径200m以内
- ・金沢駅から半径500m以内

②歩けるまちづくり協定区域

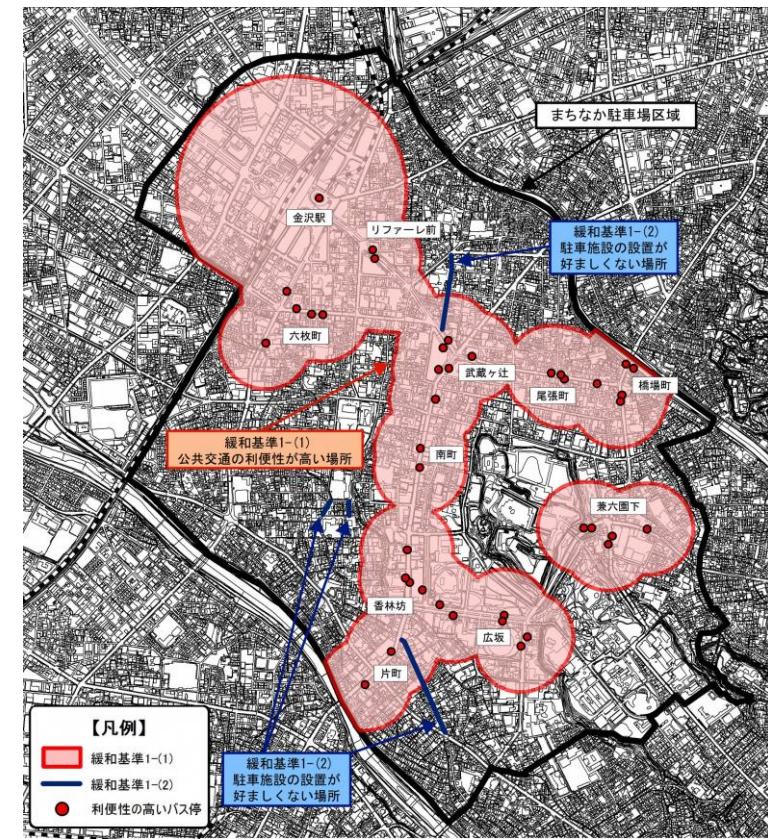
- ・車両通行禁止 等

公共交通利用促進の取組

- ・バス待ち環境整備
- ・各種公共交通利用促進の取組
- ・自動車利用抑制に資する取組 等

緩和の概要

- ・一般車の算定台数を0台まで緩和可能
- ※ 少なくとも1台の車いす用駐車場は設置
- ※ 荷捌き用駐車場の規定は緩和の対象外



金沢市における駐車場に関する届出⑥

附置義務緩和のための公共交通利用促進の取り組み事例

バス待ち環境整備(ハード整備)



- ・敷地内にバスロケーションシステム、時刻表、ベンチを設置してバス待ち環境を整備

公共交通利用促進の取組(ソフト整備)

- ・ホテルのHPやフロントにて「のりまっし金沢」へ誘導し、デジタル乗車券の購入を促すなど、公共交通の利用を促進

金沢市における駐車場に関する届出⑦

○駐車場附置義務における本市の制度

隔地による附置義務台数の確保

…駐車場台数の一部を敷地外で確保することにより、敷地内で確保したとみなす制度

隔地条件

交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資する場合

隔地要件

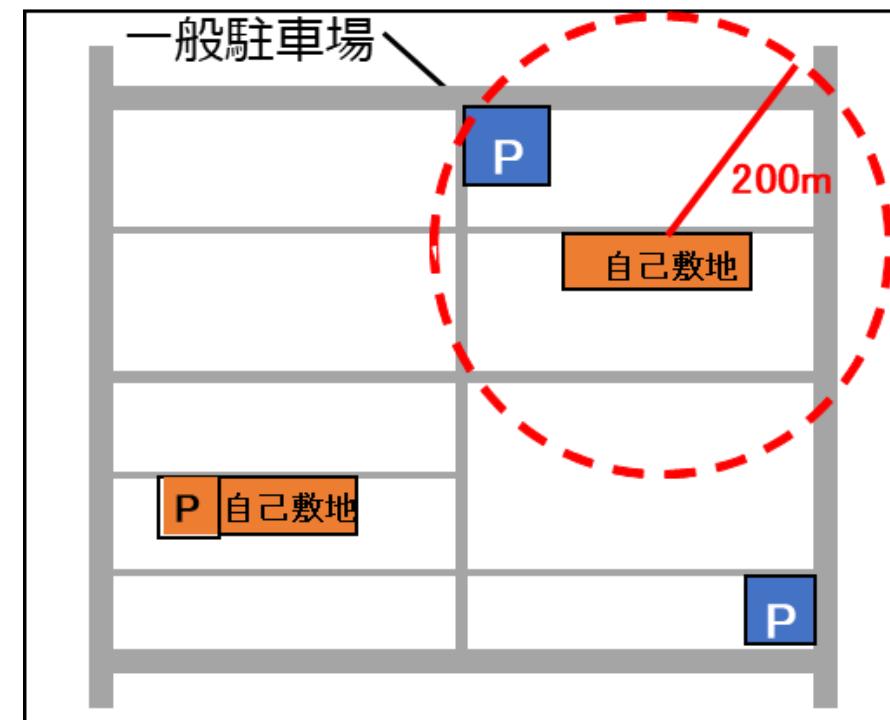
当該建築物の敷地から概ね200m以内の駐車場

月極駐車場など、当該施設の利用者に限定できるもの

※届出時に契約書の写しを添付

※時間貸し駐車場は不可

※車いす用駐車場及び荷捌き用駐車場は隔地の対象外



【隔地概念図】

審議会の検討内容とスケジュール

■第1回審議会（本日）

- ・今年度の審議事項、スケジュール
- ・金沢市の交通政策
- ・駐車場施策の概要



■第2回審議会

- ・共同住宅における届出資料の数値整理
- ・「建築物の駐車施設に関する条例」改正案の提示

■パブリックコメントの実施



- ・議会上程
- ・周知期間

■建築物の駐車施設に関する条例 改正 予定